

政令第 号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第八条、第二十二條第一項第七号、第三十九條第二項及び第四十一條の規定に基づき、この政令を制定する。

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三條を次のように改める。

（婚姻内親王等に関する特例）

第三十三條 法第三十九條第一項に規定する内親王及び女王（次項及び第三項において「婚姻内親王等」という。）に係る法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第七條第一号	氏名	名
法第七條第一号の 二	氏名の振り仮名（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三條	名の振り仮名（名に用いられる文字の読み方を示す文字をいう。）

	法第七条第四号		第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ。）	
	法第七条第五号	戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨		第三十九条第一項に規定する内親王及び女王であつて、市町村の区域内に住所を有するもの（次号及び第二十二条第二項において「内親王等住民」という。）である旨
法第七条第六号	住民となつた年月日			内親王等住民となつた年月日
法第九条第二項	戸籍に関する届書、申請書その他の			皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い

	法第二十二條第一項第一号	法第二十二條第二項	法第二十三條第一号、第二十四條及び第二十五條	第十二條第二項第
書類を受理し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした	氏名	する者（同項第七号の者を除く。）	もの	氏名
等に関する法律（昭和二十二年法律第一百十一号）第九条第一項又は第十条第一項の規定による届書を受理した	名	する者	もの（同項第七号の者である内親王等住民にあつては、内親王等住民の身分に関する事項を証する文書）	名
				皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い

第二十二條	一 号 書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をした 法第九条第二項		等に関する法律（昭和二十二年法律第百十一号）第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による届書を受理した 第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する法第九条第二項の規定若しくは第三十三条第三項
	同条第二項の文書 出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示	次条第一項に規定する転出証明書 第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する法第七条第一号の二に規定する名の振り仮名、出生の年月日及び同条第五号に規定する内親王等住民である旨	

2 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている婚姻内親王等が皇室典範（昭和二十二年法律

第三号）第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは、その者の法第七条各号に掲げる事項を記載し

た住民票を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する同条各号に掲げる事項の記載をするとともに、その者の前項の規定により読み替えて適用する同条各号に掲げる事項を記載した住民票（その者が属する世帯について世帯を単位とする住民票が作成されている場合にあつては、その住民票の全部又は一部）の消除をしなければならない。

3 宮内庁長官は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条に規定する事務を管理し、又は執行するに当たつて、婚姻内親王等の住民票の記載等をすべき事由があることを知つたとき（法第四章の規定による届出に基づき市町村長が住民票の記載等をすべき場合及び第一項の規定により読み替えて適用する法第九条第二項の規定により市町村長が通知すべき場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を当該婚姻内親王等が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

附 則

この政令は、皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号）の施行の日から施行する。